

みんなで支え合うために

65歳以上の人々の介護保険料

介護保険は40歳以上の皆さんが納める保険料と、国の負担金などを財源に運営しています。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

いつから納めるの

65歳以上の人々の保険料は、65歳になる誕生日の前日が属する月分から納めます。40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険に上乗せされています。

保険料の決まり方は

平成30年度から令和2年度までの3年間にかかる、介護サービス費用の総額を見込んで算出した基準額を基に、本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます(別表)。

保険料の納め方は

年金から天引きする特別徴収と、納付書か口座振替で納付する普通徴収があります。

●特別徴収(年金天引き)

老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人には、年金

の定期払いのときに保険料が天引きになります。

●普通徴収(納付書、口座振替)

年金額が年額18万円未満の人には普通徴収になります。市から届く納付書か口座振替で納付してください。

市への納付は口座振替が原則

です。現在納付書で納めている人は、便利で納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。

年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間、普通徴収になります。

○年度途中で65歳になった ○年度途中でほかの市町村から転入した

○修正申告などによって所得段階が変更になった ○年金差し止めなどによって年金の支給が一時停止された

○年金から天引きする特別徴収と、納付書か口座振替で納付する普通徴収があります。

保険料の納め忘れに注意

※納期限が休日の場合は翌営業日です。

特別な理由がなく保険料を1

年以上滞納していると、介護

サービスを利用するときに、費

用の全額立て替え払いや、保険

給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げなどの措置が取られます。本人が亡くなつた場合も、帶主にも、連帯納付義務があります。本人が亡くなつた場合も、

問い合わせ先
高齢者福祉課介護保険班
☎ 62-5308

相続により保険料の債務は引き継がれます。忘れずに納付しましょう。

保険料の未納は本人だけの問題ではありません。配偶者や世帯主にも、連帯納付義務があります。本人が亡くなつた場合も、

[別表]所得段階ごとの介護保険料(令和2年度)

所得段階	対象	保険料率	保険料額	
			年額	月額
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 ●世帯全員が市民税非課税で合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.3	18,360円	1,530円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額×0.4	24,480円
第3段階		合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.7	42,840円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	55,080円
第5段階		第4段階以外の人	基準額	61,200円
第6段階		合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	73,440円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	79,560円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	91,800円
第9段階		合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	104,040円
第10段階		合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.8	110,160円
第11段階		合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.0	122,400円